

AWM 化学物質管理指針

バージョン 1.0

施行 2016 年 2 月 26 日

(発行 2016 年 2 月 26 日)

エア・ウォーター・マッハ株式会社

品質管理部

1 本指針の目的

エア・ウォーター・マツハ(株)が出荷する製品及び、当社へ納入される原材料・製品・副資材に含有する化学物質について環境負荷物質として、使用を禁止する物質及び管理を必要とする物質を明確にし、当社及び原材料・製品・副資材の購入先に周知徹底、環境負荷を低減することを目的とする。

2 適用範囲

製品への適用範囲 (エア・ウォーター・マツハ(株)が出荷する製品)

- (1) エア・ウォーター・マツハ(株)で設計・製造し販売する製品
- (2) エア・ウォーター・マツハ(株)の商標を付して販売する製品 (エア・ウォーター・マツハ(株)が第三者に設計・製造を委託している場合も含む)
- (3) エア・ウォーター・マツハ(株)が、他社の製品を購入し組み込んで販売する製品
- (4) エア・ウォーター・マツハ(株)が、第三者から設計・製造の委託を受けた製品 (但し、当該第三者から指定された部品、材料等は本指針の適用を除外する)
- (5) 包装材、及び輸送のための包装材料

3 購買外注品への適用範囲

(エア・ウォーター・マツハ(株)へ納入される原材料・製品・副資材等)

上記「購買外注品への適用範囲」に示す製品に使用する物品を対象とする。

- (1) 原材料・製品
- (2) 副資材等の構成材料など
(梱包用 ガムテープ、ビニール、マジック (点付け)、離型剤)

4 運用及び適用除外

主要な法規制に基づき制定しているが、全てを網羅しているわけではないので個別製品等での運用は、販売時点および販売地域での条約・法・条例・業界指針その他必要要件を完全に順守し、かつ本指針を順守すること。

5 制定と改廃

本指針について改廃などの必要が生じた場合は、エア・ウォーター・マッハ(株)品質管理部に申請する。

6 規定管理物質

本規定における当社の管理対象物質は、アーティクルマネジメント推進協（JAMP）が規定する、「JAMP 管理対象物質（最新版）」とする。本指針での「管理物質」に対する該当/非該当を確認する為に、以下の検索ソフトを用いることが可能である。但し、本ソフトは補助的なものであるため、入力支援ツールに該当しない場合でも、対象の法規制などに該当することがわかっている場合は報告のこと。

「JAMP AIS 入力支援ツール（最新版）」

「JAMP MSDSplus 入力支援ツール（最新版）」

※ 資料、ツールの入手

<http://www.jamp-info.com/ais>

<http://www.jamp-info.com/msds>

7 管理物質

使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等に考慮すべき物質をいう。対象とする管理物質は、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質である。対象とする管理物質について、「意図的使用」、あるいは、「含有既知」である場合を把握対象とする。

7.1 含有既知

「原料メーカーから管理対象物質を含有している情報の提供を受けた」、「なんらかの方法で含有しているデータを確認した」ことを指す。

7.2 製品含有

製品、部品、材料等に含有する全ての場合を指す。例えば、次のような状態を指す。

- 対象物質が意図的に使用された状態
- 不純物として含有する状態
- 製造工程で使用され最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留又は付着した状態 (例えば製品の製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備等から製品が汚染される可能性がある場合は、製品と触れる部位は禁止物質の含有禁止対象として考えなければならない)

7.3 意図的使用

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品、部品、材料等の製造時に意図して使用すること。但し、製品、部品、材料等に最終的に含有しない場合は除く。

7.4 不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ技術的に除去できない物質をいう

7.5 エア・ウォーター・マッハ(株)規制内容

エア・ウォーター・マッハ(株)の出荷製品において、エア・ウォーター・マッハ(株)の事業場が禁止物質の含有に関して保証すべき内容、および/またはエア・ウォーター・マッハ(株)に納入される製品、部品、材料等においてエア・ウォーター・マッハ(株)の購入先が禁止物質の含有に関して保証すべき内容。

7.6 規制値

エア・ウォーター・マッハ(株)の出荷製品においてエア・ウォーター・マッハ(株)の事業場が禁止物質の含有に関して保証すべき含有濃度、および/またはエア・ウォーター・マッハ(株)に納入される製品、部品、材料等において、エア・ウォーター・マッハ(株)の購入先が禁止物質の含有に関して保証すべき含有濃度をいう。なお、含有濃度には不純物濃度を含む。

7.7 含有濃度

含有濃度とは、均質材料 (ホモジニアスな材料) の質量を分母とした物質の濃度とする。なお、均質材料とは機械的に異なる材料に分解できない材料をいい、例えば次のものを均質材料とする。化合物、ポリマーアロイ、金属合金など

塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれ想定される使用方法によって最終的に形成されるもの (例: 塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態。樹脂ポリマーは成形後の状態。ガラス及びセラミックは焼成後の状態)。

塗装、印刷、めっきなどの単層。また、それらが複層の場合には、それぞれの単層を均質材料とする。ただし、包装材に関しては包装を構成する部材 (包装材を簡単な手段で分離できる部分(例: ダンボール梱包における「ダンボール紙」と組立に用いる「粘着テープ」、表示に用いる「ラベル」は、それぞれ別の部材とする) の質量の濃度を含有濃度とする。